

日本外交文書

大正五年 第一冊

外務省

序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き日本外交文書として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正五年の本書は同年中に展開された外交関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また欧州大戦関係の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一 米国移民法制定及修正一件	一
二 米国ニ於ケル排日問題雜件	九二
三 第四回日露協約締結關係一件	一〇七
四 日英通商航海條約ニ濠洲加入ノ件	一八三
附 「ニュー・ジラランド」ノ同條約ヘノ加入勧誘ノ件	二一三
五 日伊通商航海條約改締一件	二一六
六 膾牖獸保護條約關係一件	二二四
七 極東ノ露領沿海ニ於ケル漁業ニ關スル件	二四一
八 「カナダ」ニ於テ本邦移民排斥關係一件	二六二

九 「オーストラリア」ニ於テ本邦移民排斥關係一件	三〇三
一〇 「ペルー」移民關係雜纂	三〇八
一一 「ブラジル」移民關係雜纂	三三八
一二 露国皇族「ジョルジユ、ミハイロヴィッチ」太公訪日一件	三八三
一三 閑院宮載仁親王露国訪問一件	四〇三
一四 外蒙古ニ関スル露支蒙三者協定關係一件	四二九
一五 墨国ニ於テ本邦人漁業權取得ノ件	四四一
一六 露国内政關係雜纂	四五三
一七 「メキシコ」革命動乱關係一件	五四九

附録 日本外交文書大正五年第一冊日附索引

事項一 米国移民法制定及修正一件

一 一月二十九日 在米国珍田大使ヨリ
石井外務大臣宛

米国国会繋属中ノ移民法案ニ関シ國務長官ヘ申
入ノ措置ニ付追認稟請ノ件

附屬書 一月二十九日附珍田大使ノ記憶書付写

歸化無資格外人入国禁止ノ項但書修正ニ関スル件

附記 米国移民法改正案ニ関スル通商局調書

機密第八号 (二月二十三日授受)

大正五年一月二十九日

在米特命全權大使子爵 珍 田 捨 己(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

已ニ報告ニ及ヒタルカ如ク加州選出民主党上院議員「フエ
ラン」等ニ於テ千九百十五年度日本移民數ノ増加セル事實
ヲ故意ニ誇張シテ日本人排斥ノ説ヲナセル一面此程当方三
四新聞紙ハ目下中央議會下院移民委員會ニテ審議中ノ移民
取締法案中ニ亞細亞人ノ排斥條項乃至日本人ニ関シ紳士協
約ノ實質ニ均シキ條項ヲ挿入シ(其理由トシテ伝フル処ハ

之ヲ單ニ兩國政府間漠然タル所謂紳士協約ト云フカ如キモ
ノノ存スルノミニテハ安心出来スト云フニ在リ)タルモノ
ヲ近ク下院ニ報告スルニ至ルヘシトノ報道ヲ載セタル次第
モアリ旁本使ハ一応此時期ニ於テ國務長官ノ注意ヲ促シ置
クヲ便ナリト信シ本日同官ヲ訪ヒ非公式懇談ノ形式ニ依リ
先ツ右新聞報道ヲ指摘シ此カル事ノ断ジテナカラン様配意
ヲ望ム旨申入レタルニ同官ハ此カル事ハ勿論出来セシメサ
ル覺悟ナリト答ヘ次テ本使ハ本期議會ニ已ニ多數ノ移民取
締法案提出アリタルカ多クハ大体前期議會ニ提出セラレタ
ル法案ノ復活ニ有之(或案ノ如キ其内容ニ於テ數ヶ処變更
サレタル個処ハアルモ)從ツテ一昨年二月以來前國務長官
ニ對シテ行ヒタル非公式抗議ノ趣旨ヲ大体繰返サザルヲ得
ザル次第ナル処我異議全部ニ関スル詳細ノ点ニ就テハ後日
ニ讓ルコトトシ本日差懸リテ特ニ國務長官ノ斡旋ヲ願ヒタ
キハ今期議會ニ於テ移民問題ノ関スル限リ事実上討議ノ基
礎案タルベシト予想セラルル「ディリンガム」案(上院第
三三八号)及「バーネット」案(下院第五五八号)第三条